

元消第1223号
令和2年3月19日

愛媛県高圧ガス保安協会長 様

愛媛県県民環境部防災局
消防防災安全課長
(公 印 省 略)

高圧ガス保安法第26条第1項の危害予防規程の変更に係る案内について

このことについて、別添(写)のとおり、県内の高圧ガス第一種製造事業者に対して案内を送りましたので、ご連絡します。

所 属	愛媛県 県民環境部 防災局 消防防災安全課 保安係
職氏名	技師 横溝 秀明
連絡先	〒790-8570 松山市一番町4-4-2 電話 089-912-2320 (ダイヤルイン) FAX 089-941-0119 E-mail yokomizo-hideaki@pref.ehime.lg.jp

元消第1223号
令和2年3月19日

県内高圧ガス第一種製造事業者 様

愛媛県県民環境部防災局
消防防災安全課長
(公印省略)

高圧ガス保安法第26条第1項の危害予防規程の変更について

平成30年11月14日付け経済産業省令第61号容器保安規則等の一部を改正する省令により、高圧ガス保安法第26条第1項の危害予防規程に定めなければならない項目に追加がありました。このことについて、別添案内「高圧ガス保安法の第一種製造事業者の皆様へ」を参考に、期限内に危害予防規程の変更を行い、所管行政庁へ届出るようお願いいたします。

なお、この案内は県内すべて高圧ガス第一種事業者（高圧ガス保安法第5条第1項の許可を受けた者）にお送りしております。すでに上述のことについて手続きされている方におかれましては、再度手続きいただく必要はございませんので申し添えます。また、すでに高圧ガスの製造を廃止された方におかれましては、別添案内の【提出先・お問合せ先】まで速やかにご連絡ください。

所 属	愛媛県 県民環境部 防災局 消防防災安全課 保安係
職氏名	技師 横溝 秀明
連絡先	〒790-8570 松山市一番町 4-4-2 電話 089-912-2320 (ダイヤルイン) FAX 089-941-0119 E-mail yokomizo-hideaki@pref.ehime.lg.jp

高圧ガス保安法の第一種製造事業者の皆様へ

平成 30 年 11 月 14 日付け経済産業省令第 61 号容器保安規則等の一部を改正する省令により、高圧ガス保安法第 26 条第 1 項の危害予防規程に定めなければならない内容に後述の 2 つの項目が追加されました。それに伴い、高圧ガス保安法第 5 条第 1 項の第一種製造事業者は既存の危害予防規程を見直し、追加のあった項目について変更し、変更したことを都道府県知事等へ届出する必要があります。

1 危害予防規程へ追加する内容は？

- 全ての事業者 : 大規模な地震に係る防災及び減災対策に関すること。
- 津波浸水想定が設定された区域内にある事業者 : 別添危害予防規程に定めるべき事項 (2) のとおり。
※津波浸水想定は愛媛県防災危機管理課が指定しています。(次の URL を御参照ください。)
<http://www.pref.ehime.jp/bosai/higaisoutei/shinsuisoutei.html> (愛媛県公式ホームページより)

2 見直しの参考になる資料はありませんか？

- 高圧ガス保安協会が作成した「平成 30 年度石油・ガス供給等に係る保安対策調査等事業 (新たな高圧ガス設備等耐震設計基準・耐震性能評価方法の検討にむけた調査研究) 報告書」(特に別添 3、4) を参考に作成してください。(次の URL を御参照ください。)
https://www.meti.go.jp/medi_lib/report/h30FY/000285.pdf (経済産業省公式ホームページより)
- 現在、高圧ガス保安協会において、「危害予防規程の指針」の改正案の審議が行われており、7 月末に改正後の指針が公表される予定です。

3 いつまでに変更の届出の提出が必要ですか？

令和 2 年 8 月 31 日 (月) までに、御提出ください。

4 提出先・問い合わせ先はどこですか？

事業者の所在地を所管する下記提出先・お問い合わせ先へ御確認ください。



【提出先・お問合せ先】

所管	担当課	住所	電話番号
コンビ則適用事業者	愛媛県庁消防防災安全課	〒790-8570 松山市一番町四丁目 4 番地 1	089-912-2320
東予地方局管内 (新居浜市除く※ 2)	東予地方局防災対策室	〒793-8516 西条市喜多川 796-1	0897-56-1300 (内線 212)
中予地方局管内 (松山市除く※ 2)	中予地方局防災対策室	〒790-8502 松山市北持田町 132 番地	089-941-1111 (内線 310)
南予地方局管内	南予地方局防災対策室	〒798-8511 宇和島市天神町 7 番 1 号	0895-22-5211 (内線 207)

※ 2 : 松山市及び新居浜市にある事業者は各市消防局 (又は本部) 予防課に御相談ください。

危害予防規程に定めるべき事項

一般第63条、
液石第61条、
コンビ第22条

- 1 製造施設の位置、構造、設備・製造の方法の基準
- 2 **保安管理体制・保安統括者等の職務**
- 3 製造設備の安全な運転、操作
- 4 製造施設の保安のための巡視、点検
- 5 **製造施設の新增設工事、修理事業の管理**
- 6 **危険時の措置・訓練方法**
- 7 大規模な地震に係る防災及び減災対策(2019. 9. 1施行)
- 8 **協力会社の作業管理**
- 9 従業者に対する危害予防規程の周知方法、規程違反者の措置
- 10 保安関係の記録
- 11 危害予防規程の作成、変更の手続
- 12 その他災害の発生の防止に必要な事項

13 製造施設の新設、変更時の安全審査[→コンビ則適用事業所のみ]

- * 大規模地震対策特別措置法の地震防災対策強化地域は、警戒宣言発令時の措置等
- * 南海トラフ地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の指定地域は、津波からの避難、訓練、教育に関する細目

危害予防規程に定めるべき事項(2)

津波防災地域づくりに関する法律の規定により津波浸水想定が設定された区域内にある事業所の場合

一般第63条、
液石第61条、
コンビ第22条

該当事業所は、次の事項の細目についても定めること。(本規定は、2019. 9. 1施行)

- 1 津波に関する警報が発令された場合における当該警報の伝達方法、避難場所、避難の経路その他の避難に関すること。
- 2 津波に関する警報が発令された場合における作業の速やかな停止、設備の安全な停止並びに避難時間の確保に係る判断基準、手順及び権限に関すること。
- 3 津波に関する防災に係る必要な教育、訓練及び広報に関すること。
- 4 津波による製造設備又は貯蔵設備の破損又は流出による事業所内及び周辺地域において想定される被害並びに当該被害が及ぶと想定される地域を管轄する都道府県知事及び市町村長に対する当該被害の想定に係る情報提供に関すること(当該事業所の所在地における津波浸水想定が3mを超える場合に限り。)
- 5 充填容器等(高压ガスを燃料として使用する車両に固定した燃料装置用容器を除く。)の事業所からの流出防止を図るための措置並びに流出した充填容器等(同)の回収方針に関すること(当該事業所の所在地における津波浸水想定が1m(車両に固定した容器に係る事項にあつては、2m)を超える場合に限り。)
- 6 津波に関する警報が発令された場合における緊急遮断装置、防消火設備、通報設備、防液堤その他の保安に関する設備等の作業手順及び当該設備等の機能が喪失した場合における対応策に関すること。
- 7 津波による被害を受けた製造施設の保安確保の方法に関すること。